

国に対し消費税増税中止を求める意見書提出に関する請願

1 趣 旨

私たちの暮らしや地域経済は今、大変深刻な状況である。8%増税によって戦後初めて2年連続で個人消費がマイナスとなった。増税と、年金カット、医療・介護など社会保障費負担増、そして賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、「これ以上節約するところがない」と悲鳴が上がっている。大規模な自然災害も相次いでいる。私たちの福井県でも、自治体の財政を消費税が大きく圧迫している。

ところが政府は、2019年10月の消費税率10%への引き上げをあくまでも行う姿勢を崩していない。税率10%への引き上げで5.6兆円の増税となり、軽減分を差し引いても4.6兆円(=1世帯当たり8万円)の増税という試算も出ている。このような状況で消費税を引き上げれば、税率が5%から8%になったときの大不況が再来する。

加えて、税率引き上げと同時に実施を狙う「軽減税率」には、重大な問題がある。飲食料品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれるが、運送費や加工費、広告宣伝費など10%の分の値段は値上がりする。また8%と10%の線引きは単純ではない。そして、2023年に導入される「インボイス(適格請求書)制度」は地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題がある。

そもそも消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、貧困と格差を拡大する根本的な欠陥を持つ税制である。増税されるたびに消費税の滞納額がふえ、国税滞納額に占める消費税の割合が高くなっているのはその証拠である。

日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を要請している。

消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正すべきである。軍事費や不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計を温める経済政策をとるべきである。そうすれば、社会保障制度の拡充も、財政再建の道も開かれる。

私たちは、住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求める。

以上の趣旨から、地方自治法第99条の規定に基づき、下記事項についての意見書を提出することを請願する。

記

2019年10月の消費税率10%への引き上げを中止すること。

2 提 出 者

新日本婦人の会福井県本部 会長 多田初江
福井県商工団体連合会 会長 高城 護

3 紹 介 議 員

佐藤正雄

4 受 理 年 月 日

平成31年2月6日